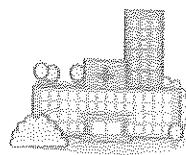


・新連載・

医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 1

— 相続による事業承継 —

医療機関の相続における特殊性

はじめに

著者の父親は医師で、地方の小さな都市で診療所を経営していました。その関係もあり、親戚や知り合いに医師が多く、自然に医療にかかわる仕事を多く手がけることになりました。医療にかかわる仕事をしているなかで、医療機関の経営者である医師の相談を受けることが多いのですが、その中でもっとも切実で、かつ多くの相談を受けるのが、事業承継についてです。

事業承継には、大きく分けて、相続による事業承継とM&Aによる事業承継とがあります。そして、M&Aによる事業承継には、経営状態が良いのに後継者がおらず、なんとか事業を継続させたいとの思いから行われるM&Aと、経営状態が悪く生き残りのために行われるM&Aとがあります。

相続による事業承継の場合とM&Aによる事業承継の場合とでは、問題の所在も解決方法も全く異なります。M&Aによる事業承継でも、経営状態が良い場合のM&Aと経営状態が悪い場合のM&Aでは同じM&Aでもその意味が大きく異なります。

この連載では、著者がこれまで医療機関の経営者から相談を受けたことや実際に著者が体験した事例をもとに、医療機関の事業承継には、どのような問題があり、それを解決するためにどのような方法があるのかについて、できるだけ分かりやすく記述したいと思っております。しかし、連載であることや紙面の関係から、どうしても骨子を記述するに終わってしまうこともあります。この連載に興味を感じ、もっと詳しく著者の考えを知りたいと思われる方は、著者の下記書籍を参照していただければ幸いです。

「医療機関の事業承継と再生」(中央経済社)

1. 相続による事業承継

医療機関を相続によって事業承継しようとした場合にまず問題となるのは、相続人の中に医師がいなければ事業承継をしたくてもできないことがあります。一般の営利企業の場合でも相続人の中から後継者を探すことは簡単なことはありませんが、医療機関の場合には、そもそも医師でなければ事業承継ができないのですから、選択の幅は大きく狭まります。

次に問題となるのは、医療機関の相続の場合には、その相続財産の大きな部分を占めるのが病院や診療所といった特殊な用途に限定された設備や施設（土地・建物といつてもよいでしょう）であることです。これらの財産は、相続税の評価の対象としては、かなり高額なものとなるのですが、医師でない相続人にとっては、無用の長物です。しかも、病院や診療所といった特殊な用途に限定された設備や施設は、簡単に換価できません。

医療機関の相続の問題を考える上で、医療機関が個人経営によるものなのか、あるいは医療法人によって経営されているものかによって、その対応の方法が異なります。次回は、個人経営の場合と、医療法人の場合とそれぞれについて問題点と解決方法を提示したいと思います。

プロフィール

片山卓朗 (カタヤマ タクロウ)

弁護士、片山・田中法律事務所所長

名古屋大学卒、1979年司法試験合格

開業以来、医療機関の私的整理、民事再生等を多く手がけ、医療機関を再建させる。民事再生監督委員・破産管財人や合併・営業譲渡等のM&Aの経験も豊富
ポリシーは「経営者の良き相談相手となること」